

避難所開設の手順書

所長用

まずは箱の中に入っている所長用のベストを着ましょう。

次に、チェックボックスの上から順に実行しましょう。

全てにチェック ☒ が入ったら  マークがあるところを 声に出して 読みましょう。

災害で混乱している中での開設となるので、マークがないところもなるべく声に出しながら読んでください。

POINT!

これから行うことを
班員にも分かるように

ゆっくりと

声に出して

読み上げましょう!!





統括班・衛生班・呼びかけ班を決める

- ☐ 避難者の中から8人集め、統括班・衛生班・呼びかけ班の係決めを行います。避難者は、係から指示するまで、一旦グラウンドで待ってもらいます。
- ☐ 8人の中から、副所長と補佐の2名を決め、統括班を編成します。
- ☐ 残りの6人から、衛生班3名を決めます。なるべく、男女の混合で指名します。3名で話し合い、班長を決めてもらいます。
- ☐ 残りの3名は呼びかけ班です。3名の中から班長を決めてもらいます。



声に出す！

衛生班と呼びかけ班は、班の名前が書いてあるベストと指示カードが入った袋を取ってください。

副所長と補佐は、あと2つの係を決めるので、グラウンドの避難者から9人集めてください。



声に出す！

衛生班と呼びかけ班は、班の役割を説明しますので、袋の中に入っているタイムラインを見てください。

我々の目標は、2時間くらいを目途に、体育館に避難者を安全に避難させることです。

衛生班は、怪我をしている人の応急処置や、感染症対策などを行う役割です。呼びかけ班は、グラウンドに待機している避難者に指示を伝えたり、避難者数などを取りまとめることが役割です。

所長は、基本的に体育館の入口にいます。

各班長は、カードを読んで作業を行い、私に報告や相談がある場合は、体育館入口に来てください。

それでは、それぞれのベストを着て、作業に取り掛かってください。



物資班・住居班を決める

次に、集まった9人で、物資班・住居班の係決めを行います。

☐ 9人の中から、物資班4人を決めます。4名で話し合い、班長を決めてもらいます。トイレ設置があるので、男女混合で編成します。

☐ 残りの5人は住居班です。5名の中から班長を決めてもらいます。



声に出す！

物資班と住居班は、班の名前が書いてあるベストと指示カードが入った袋を取ってください。

今から各班の役割を説明しますので、袋の中に入っているタイムラインを見てください。

我々の目標は、2時間くらいを目途に、体育館に避難者を安全に避難させることです。



声に出す！

物資班は、備蓄倉庫を管理し、物資を配ったり、トイレを設置する役割です。住居班は、体育館の安全確認を行ったあと、受付を設置することが役割です。

所長は、基本的に体育館の入口にいます。

各班長は、カードを読んで作業を行い、私に報告や相談がある場合は、体育館入口に来てください。

それでは、それぞれのベストを着て、作業に取り掛かってください。



声に出す！

副所長は、「避難所のルール決め」のカードを、
補佐は、「市への連絡」のカードを取り出してください。

箱を持って、体育館入口に向かいます。

体育館入口についたら、次のページとその次のページを読み、2人に指示を出します。



災害対策支部への連絡



市では、効果的な避難支援を行うため、各避難所の状況を把握しています。補佐が第1報を連絡するため、その状況を監督します。補佐だけで報告内容がまとまらない場合は、各班長から受ける報告をもとに、伝える文章を作成してください。



補佐は、避難所の状況を災害対策支部であるまちづくりセンターに連絡します。カードに従って、まず「第1報」を、そして今から2時間後に第2報の連絡をしてください。

基本的には補佐の携帯電話を使用しますが、繋がりにくかったり使えない場合は、物資班に「災害時特設公衆電話」を設置するよう指示するので、私に報告してください。

それでは作業に取り掛かってください。



避難所のルールを決める



これから避難所のルールを決め、受付を設置し、一人ずつ受付けていきます。副所長が避難所のルール決めを行いますが、各班との連携が必要になるので、所長と相談しながら一緒に作成を進めます。



副所長は、呼びかけ班や住居班などと連携し、避難所のルールを決めます。カードに従って、まずはペット連れ避難者への対応方法を、次に、避難所のスペース設定を、最後に、生活する上での簡単なルールを設定してください。

カードのほかに、学校の全体図、体育館の全体図、ルールの記入用紙があるので、決めたことを書き込んでいきましょう。

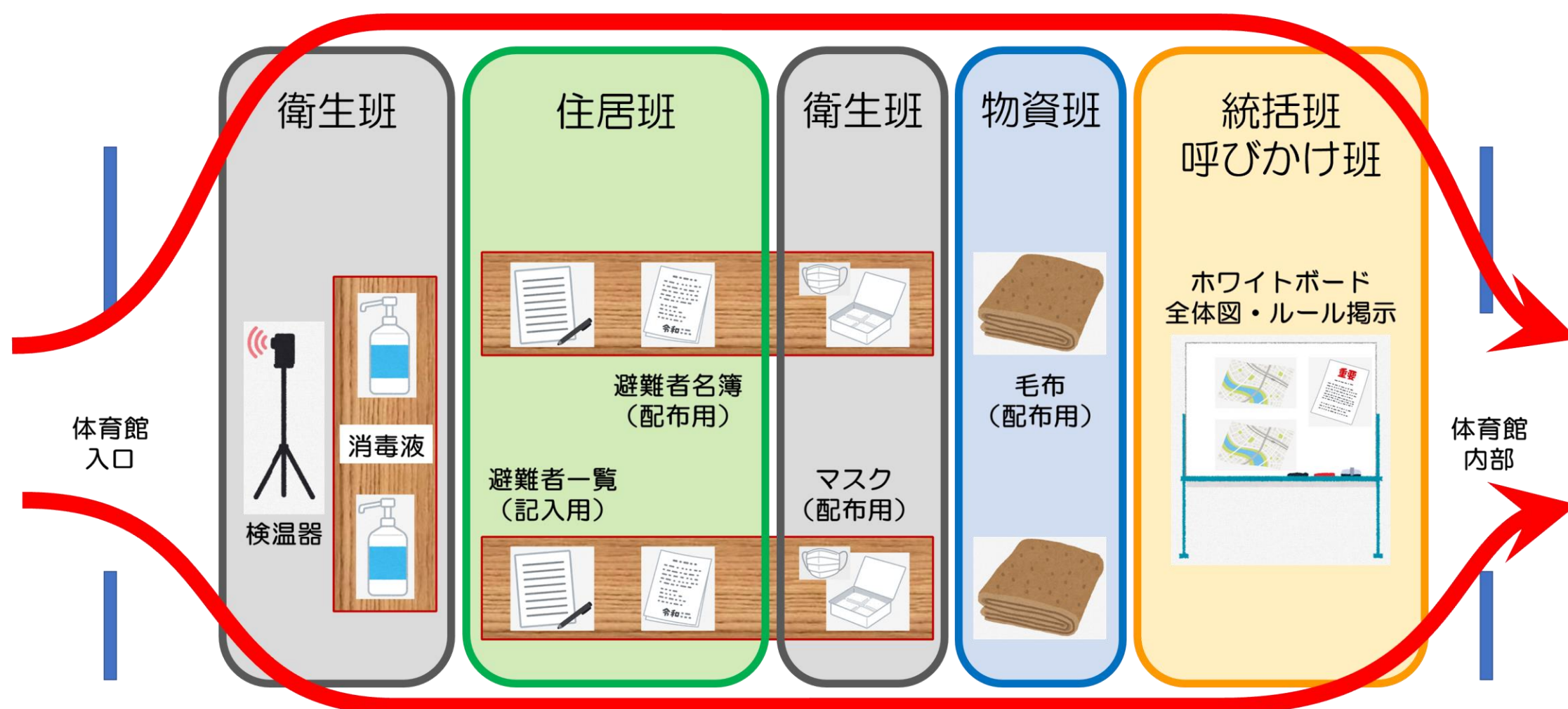


避難所の受付を設置する

- ☐ 避難者が体育館に入る前には、一人ずつ受け付けを行います。
 - ☐ 次に、呼びかけ班が、受付が開始するまでに待機する避難者に避難所のルールを説明するので、進捗を確認しましょう。
- 受付が1列の場合は、受け付けする自治会の順序どおりにします。
- 2列できる場合、1列目は最初の自治会、2列目は次の自治会、のように、自治会単位で列を作ってもらようよう、呼びかけ班に指示します。
- ☐ 各班が受付を準備するので、以下の態勢が取れているか進捗を確認しましょう。
 - ・住居班により、記入用紙が準備され、説明員が配置されていること。
 - ・衛生班により、検温器、消毒液が設置され、マスクの配布ができること。
 - ・物資班により、毛布の配布ができること。
 - ・受付付近にルールが掲示され、呼びかけ班の説明員が配置されていること。

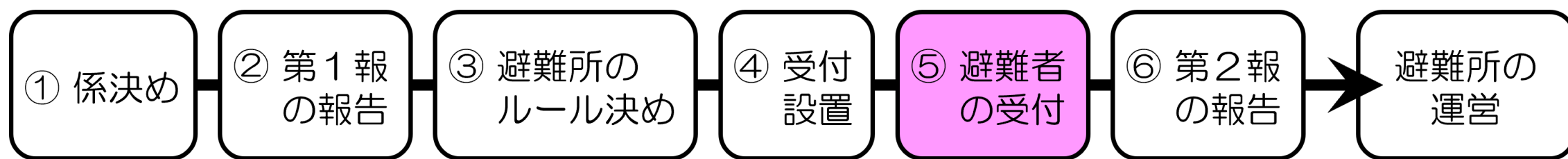
(受付設置のイメージ)

※長机3台は住居班が用意する。



※ 配置は一例です。

体育館入口スペースの広さや避難者数などによって、変更してください。



避難者の受付手順

受付の設置、人員の配置が終わったら、受付の手順を共有します。

受付では、筆記の時以外はなるべく列が止まらないように促し、まずは割り当てられた自分のスペースまで行ってもらいます。

- ☐ 避難者が記入するのは、最初の「避難者一覧」のみであり、「避難者名簿」は配布するのみとします。

自分の名簿を記入するのは、受付けが全て終わった後にしてもらいます。

また、全体図やルールを読みたい場合も、全ての受付けが終わったあとに行ってもらいます。

- ☐ 手順を確認し、呼びかけ班による避難所のルールの説明と、受付順序の列が整ったら、受付け開始を全班に指示します。



災害対策支部への連絡

- ☐ 第1報と同じく、補佐が避難所の状況を災害対策支部（まちづくりセンター）に第2報の連絡をするため、その状況を監督します。

補佐だけで報告内容がまとまらない場合は、各班長から受ける報告をもとに、報告文章を作成してください。



声に出す！

第1報から2時間が経とうとしています。

補佐は、まちづくりセンターに、第2報を連絡してください。

第2報は、周辺の被害状況やライフラインの状況、避難者の状況を報告することとなっているので、呼びかけ班、住居班から状況を確認してください。それでは作業に取り掛かってください。



避難所運営を行う

避難者の受付けと第2報の報告が終われば、避難所の開設は終了です。



情報共有するため、係全員を集めます。全員が難しい場合、各班長を集めます。

これから、まずは3日間の避難所運営を行います。

備蓄倉庫内の避難所運営マニュアルをもとに、食料の配布や避難者の管理、逐次の状況報告などを行いますが、新しい体制での運営となります。

現在、係についている方々はここで一旦終了となります。

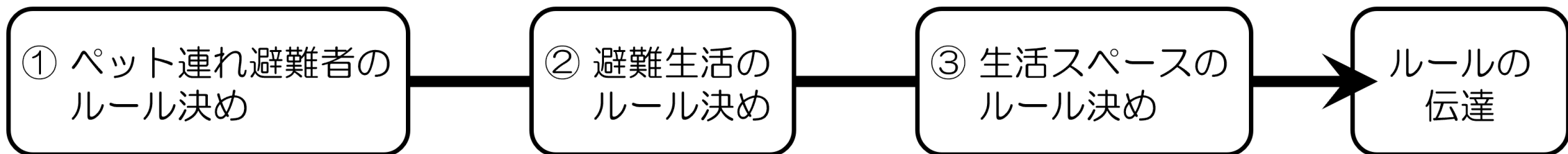
運営の指示は市職員が行うので、引き続き協力をお願いします。



声に出す！

各班は集まりましたでしょうか。

避難者全員を体育館に避難できたので、これで避難所の開設は終わりとなります。皆さんも被災されている中、大変お疲れさまでした。



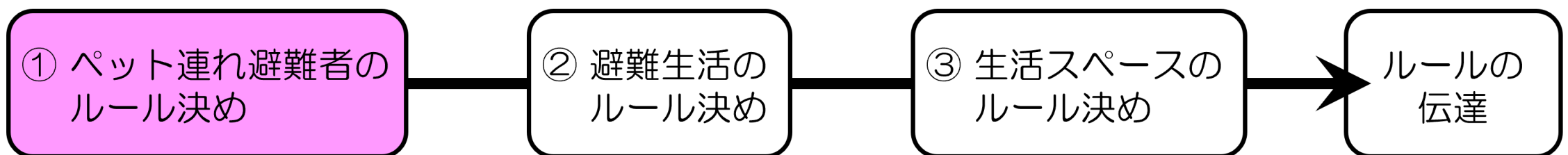
避難所開設の手順書

避難所のルール決め

まず、チェックボックスの上から順に実行しましょう。

全てにチェック ☒ が入ったら **報告** マークがあるところを 声に出して 所長に報告しましょう。

災害で混乱している中での作業となるので、マークがないところもなるべく声に出しながら読んでください。



- ☐ 副所長は、避難者が連れてきた犬・猫・その他のペットがどのくらいいるか、呼びかけ班に把握を指示し、報告してもらいます。
- ☐ 呼びかけ班から、ペットがいると報告を受けた場合、ペットの避難場所を決め、所長に報告します。

避難場所は、体育館に近すぎない、なるべく屋根のある広場を選びます。

報告

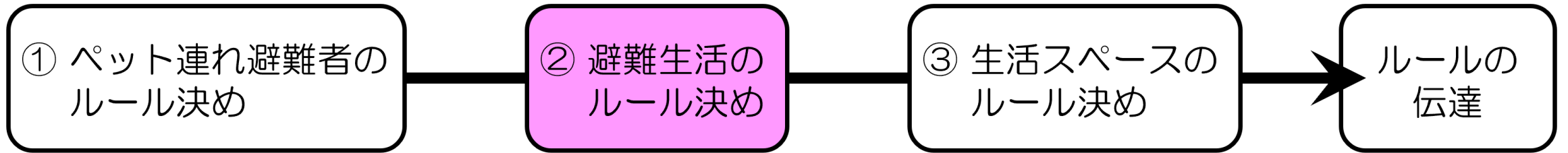
ペットは体育館に同伴しての避難ができないので、避難場所は_____とします。

犬は係留するかケージに入れ、猫はケージに入れることとします。

ケージやペットのご飯は備蓄されていないので、飼い主自身で用意することとします。

犬・猫以外のペットがいる場合は、飼い主・所長と相談して決めます。

以上の内容を、呼びかけ班から飼い主に伝えてもらいます。



- ☐ 補佐は、各班からの報告に基づき、
『ペットの避難場所、トイレの位置、ごみ置き場』を図に書き込みます。
- ☐ 各班と相談し、生活のルールを決め、記入用紙に書き込みます。

(ルール)

【トイレの使用】 ※ 物資班と相談

____(場所)____の____(種類)____を使用すること。

それ以外のトイレは使用禁止で、外でしないこと。

トイレの使用方法是、トイレに貼ってあります。

【火気の使用（喫煙・炊き出し）】 ※ 物資班と相談

体育館・校舎内の喫煙は禁止。喫煙所は____(場所)____とする。

炊き出しによる火気使用は、係が____(場所)____で実施するものの以外は禁止。

【食料配給・給水】 ※ 物資班と相談

食料は、1日3回配給する予定。

給水は、____(蛇口 or 受水槽)____からとし、それ以外の使用は禁止。

量が限られているため、物資班に声がけしてから、必要最低限の使用とする。

【ゴミ出し】 ※ 衛生班と相談

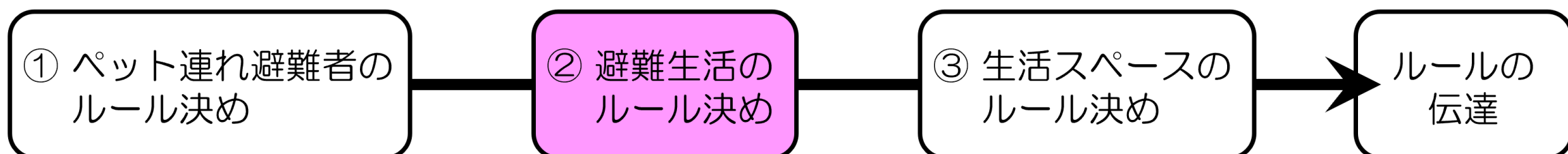
ゴミは普段通りの区分で分別となり、____(場所)____に捨てること。

【ペット避難】

ペットは体育館に同伴しての避難はできないことから、ケージに入れた状態で、

____(場所)____に避難させること。

ペットのご飯の備蓄はないため、飼い主自身で用意すること。



(ルールの続き)

【避難生活】

体育館内では、夜は静かにすること。

電話や会話をしたい場合は、(場所)で行うこと。

起床や就寝時間、配給の方法など、細かなルールは、決まり次第追加して共有する。

☐ 書き込んだ図・ルールをもとに、所長に報告します。

報告

避難所のルールが決まりました。

ペットの避難場所、トイレ、ゴミ出しの位置は図のとおりです。

また、生活のルールは、用紙に記入したとおりです。

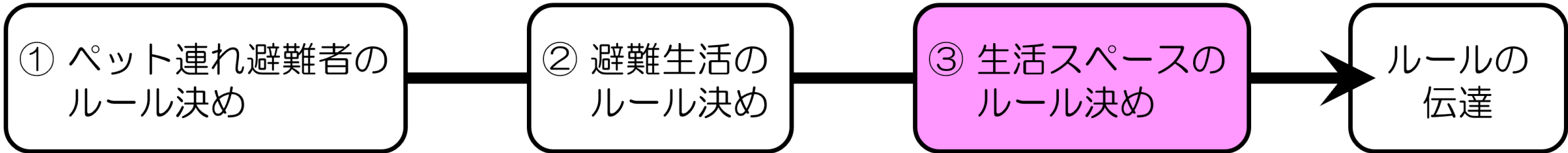
一度、読み上げます。

(記入用紙の読み上げ)

所長の確認の後、呼びかけ班に用紙を渡して避難者に伝達してもらいます。

書き込んだ地図とルールの用紙は、受付付近に掲示します。

報告後、同じものをもう1枚作成し、持っておきます。

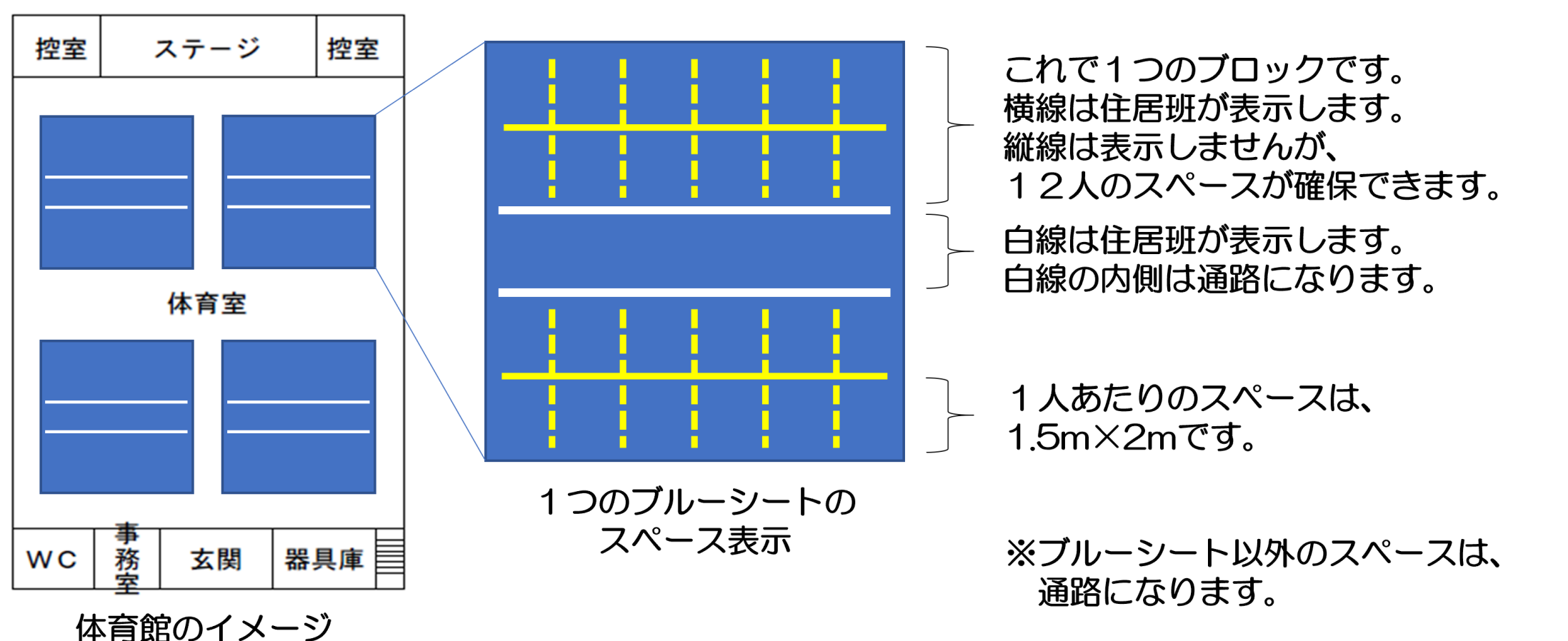


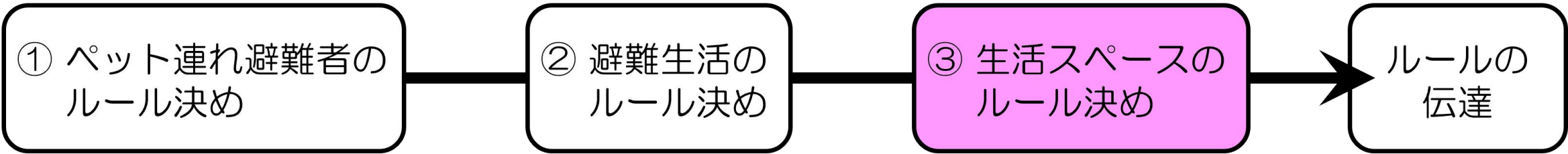
- ☐ 副所長は、住居班などと連携して、避難者が寝泊りするスペースを決め、表示するよう指示します。
最初の係決めから1時間くらい後から作業を始めます。（タイムライン参照）
- ☐ まずは、呼びかけ班から、下の表のように、「自治会の区分」ごとに体育館で1晩以上過ごす予定の「避難世帯数・避難者数」「要配慮者数」を確認します。
グラウンドに集合した方全員が避難者ではなく、自宅が倒壊や家具が倒れる等により、自宅での避難生活が送れない方を受け付けることとなります。

（一例）

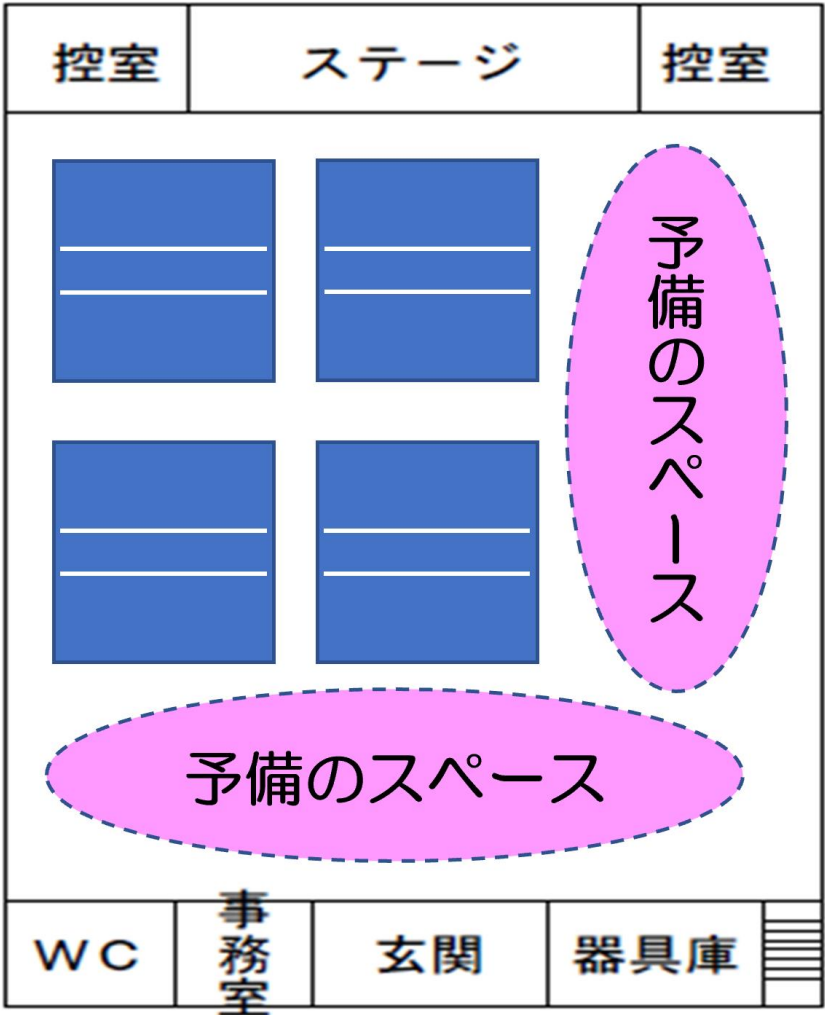
自治会区域	A自治会	B自治会	C自治会	その他	合計
避難者数	22	32	7	3	64
要配慮者数	4	5	0	0	9

- ☐ 住居班が、左下の図のように10m四方のブルーシートを4枚敷いているか確認します。
- ☐ 1つのブルーシートにつき、12人の避難スペースが2つ設定できるので、全部で8ブロック、96人分の生活スペースが設定できます。





- ☐ 体育館が広い場合は、下のように体育館のどちらかの壁側やステージ側に寄せ、避難者が増えた場合に備えたレイアウトにします。
- ☐ ブルーシートの位置が適切であれば、固定と表示を行うよう、住居班に指示します。



- ☐ 把握した避難者数をブロック単位（12人、24人単位）で分けます。

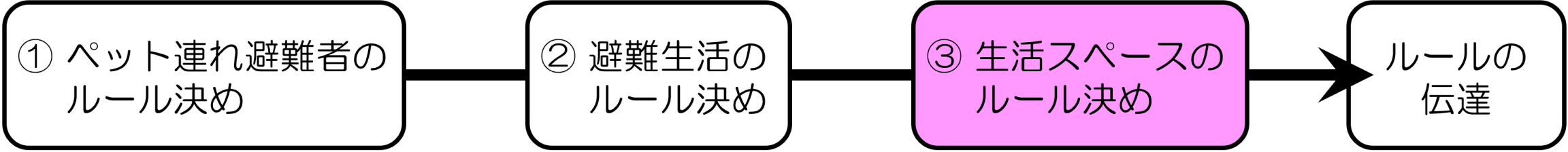
（一例）

自治会区域	A自治会	B自治会	C自治会	その他	合計
避難者数	22	32	7	3	64
要配慮者数	4	5	0	0	9



A自治会	B自治会 (1丁目)	B自治会 (2丁目)	C自治会・ その他	要配慮者
22	21	11	10	9

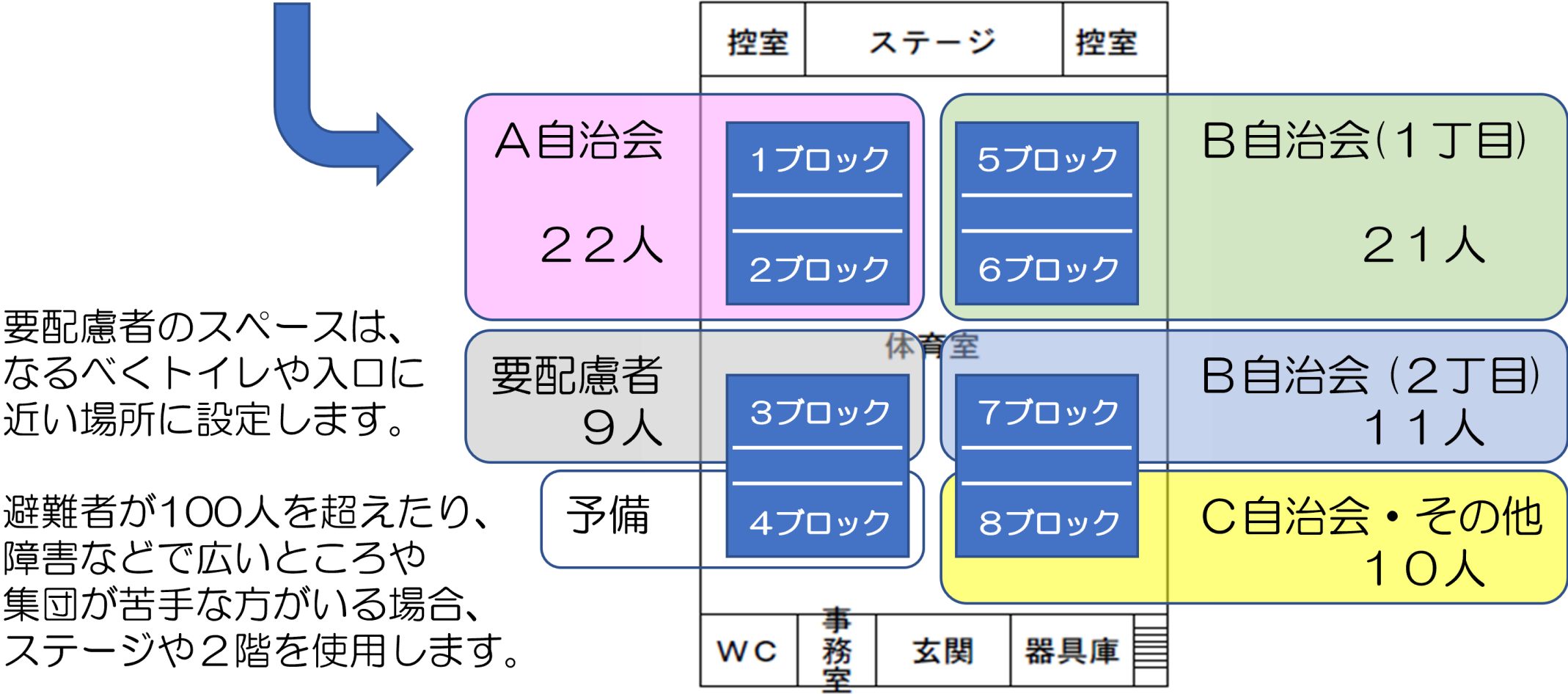
※ 例では、「A自治会」は24人に近いので、そのままに。
「B自治会」は人数が多いので、12・24人に近い1丁目と2丁目に区分。
「C自治会・その他」は人数が少ないので、12人に近くなるよう混合しました。



☐ 区分した単位ごとに、なるべく体育館の奥から詰めて設定します。

(一例)

A自治会	B自治会 (1丁目)	B自治会 (2丁目)	C自治会・ その他	要配慮者
22	21	11	10	9



☐ ルールの記入用紙をもとに、受付のルールを決めます。

(受付のルール)

【受付の順番】

1 〇〇自治会 2 〇〇自治会 3 〇〇自治会 ……の順に案内します。

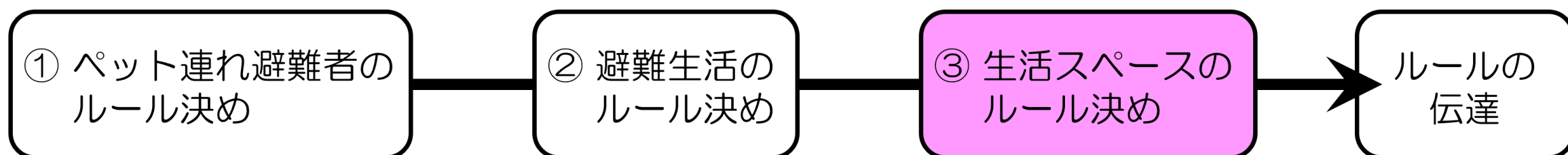
※ 要配慮者ブロックを優先とし、避難所の奥側ブロックから案内

【居住場所の割当】

自治会単位で区分を決めており、係でスペースを割り当てます。

食事や健康状態などを係で管理するため、場所を自由に変更することはできません。

希望通りにいかないことがあります。身体上の都合や妊婦の方、乳幼児がいるご家庭などで、移動が必要な場合は、係に相談してください。



(ルールの続き)

【健康状態の確認】

受付では検温を行いますが、体調のすぐれない方は受付前に申し出てください。
また、持病などをお持ちの方は、受付の記入用紙に書いてください。
マスクが必要な方は、受付でもらってください。

【運営委員会】

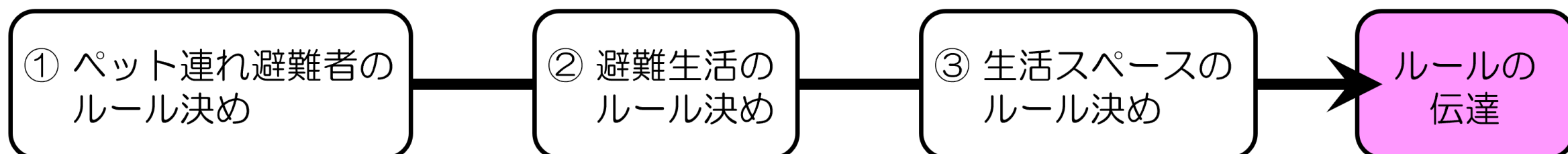
今は仮の係で避難所の対応を行っています。
明日からは本格的に避難者自身で避難所を運営していかないといけないので、
協力してくれる方は受付で申し出てください。
体力が必要なことばかりではないので、女性や中高生、年配の方でも、協力をお願いします。

- ☐ 決めた区割りを体育館の図に書き込み、受付けのルールとともに所長に報告します。

報告

生活スペースの設定が決まりました。
体育館にブルーシートで4つのスペースを作り、
1 2人単位の8ブロック作ります。
___ブロックには ___自治会 ___人を、
___ブロックには ___自治会 ___人を、
___ブロックには 要配慮者 ___人を、
___ブロックは、予備として確保します。

また、受付けのルールは、（記入用紙を説明）としました。



- ☐ これまで決めたルール（避難生活のルール、生活スペースのルール）を避難者や係に伝えます。
- ☐ ルールの用紙1枚を呼びかけ班に渡し、避難者に伝えてもらいます。もう一枚の用紙は、住居班に渡し、受付付近に掲示してもらいます。また、書き込んだ学校の全体図・体育館の図も受付に掲示します。
- ☐ 時間に余裕がある場合は、備蓄倉庫にホワイトボードがあるので、物資班より配給してもらい、受付に設置して、地図と用紙を貼るか、ボードに書き込むなどして避難者に伝えます。

① 第1報
(係決め直後の市への連絡)

② 第2報
(係決めから2時間後の連絡)

第3報以降の連絡

避難所開設の手順書

市への連絡

まず、チェックボックスの上から順に実行しましょう。

全てにチェック ☒ が入ったら **報告** マークがあるところを
声に出して 所長に報告しましょう。

災害で混乱している中での作業となるので、マークがないところも
なるべく声に出しながら読んでください。

① 第1報
(係決め直後の市への連絡)

② 第2報
(係決めから2時間後の連絡)

第3報以降の連絡

☐ 補佐は、係決めが終わった直後に、避難所の状況を「第1報」として、まちづくりセンターに伝えます。

まずは、下の文を一度読み上げてみましょう。

報告

_____ 学校に避難してきた _____ です。

第1報として、 _____ 時 _____ 分の避難所の状況を伝えます。

避難者は、だいたい _____ 名くらいです。

けが人は _____ 名くらいいます。

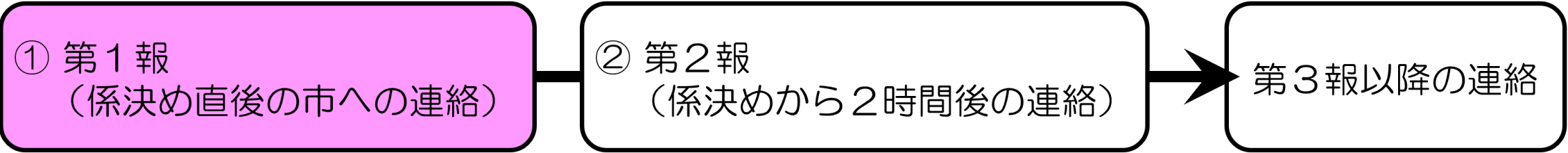
付近で火災は発生して _____ います ・ いません _____。

付近で建物の倒壊は _____ あります ・ ありません _____。

現在は、係を割り振りが終わり、避難所の開設を準備しています。

次は、2時間後に状況を連絡します。

なにかあれば、090 - _____ - _____ に連絡ください。



- ☐ 連絡する内容は、以下を参考に、分かる範囲で構いません。
 - ・避難者の数は、呼びかけ班から報告された人数です。
報告まで時間がかかる場合は、だいたいの人数で報告します。
 - ・けが人は、重度の怪我であれば、なるべく対応状況や救急の要望なども伝えてください。
 - ・火災、建物の倒壊は、見たままで結構です。火災は燃え広がる可能性がある
ので、目安となる建物や、住所などが分かれば、伝えてください。
- ☐ 連絡する文章がまとまったら、一度所長に聞いてもらい、時間を控えます。
- ☐ 補佐の携帯電話を使い、地区のまちづくりセンターに連絡します。
連絡先は、次のページにある「電話番号①」です。
話し中の場合は、「電話番号②」を使います。
災害でつながりにくい場合は、所長の指示により物資班が設置する「災害時特
設公衆電話」を使用します。

まちづくりセンターの電話番号

	電話番号①	電話番号②
松井まちづくりセンター	070-6931-1351	04-2994-1222
富岡まちづくりセンター	070-6931-1352	04-2942-3110
小手指まちづくりセンター	070-6931-1353	04-2948-1295
山口まちづくりセンター	070-6931-1354	04-2924-1224
吾妻まちづくりセンター	070-6931-1355	04-2924-0118
柳瀬まちづくりセンター	070-6931-1356	04-2944-2113
三ヶ島まちづくりセンター	070-6931-1357	04-2948-1204
新所沢まちづくりセンター	070-6931-1358	04-2924-2955
新所沢東まちづくりセンター	070-6931-1359	04-2943-0909
所沢まちづくりセンター	070-6931-1360	04-2926-9355
並木まちづくりセンター	070-6931-1361	04-2998-5911

① 第1報
(係決め直後の市への連絡)

② 第2報
(係決めから2時間後の連絡)

第3報以降の連絡

☐ 補佐は、第1報で控えた時間から2時間後に、その後の避難所の状況を「第2報」として、まちづくりセンターに伝えます。

まずは、下と次のページの文を一度読み上げて確認します。

報告

_____学校の統括班_____です。

第2報として、____時____分の避難所の状況を伝えます。

避難所の開設状況ですが、

- ① 体育館の安全確認中で、避難者はグラウンドで待機しています。
- ② 体育館の安全が確認できたので、スペース表示や受付設置の途中です。
- ③ 体育館は安全でないため、グラウンドで待機しています。
安全な避難所を教えてください。避難者をそちらに移動させます。
- ④ 開設が完了し、体育館に避難者を入れています。
- ⑤ 開設が完了し、避難者全員体育館内に避難しました。

報告

避難者は、_____名で、ペットは _____います・いません_____。

第1報で報告したけが人、火災、建物倒壊について、その後、_____のようになりました。(変化したことや新たに判明したことを伝える)

また、避難所の電気・水道・トイレは、使え_____ます・ません_____。

☐ 連絡する内容は、各班から聞き取って確認します。

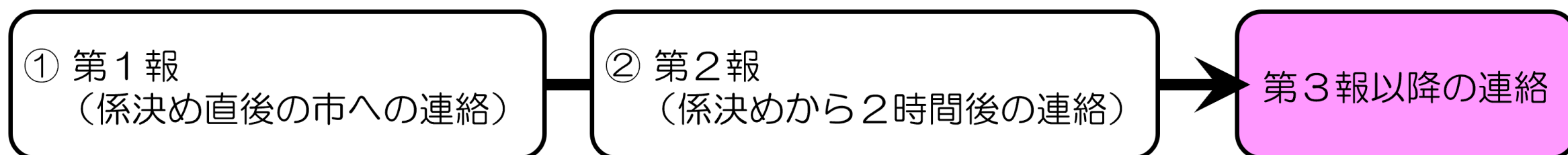
- ・避難者数は、体育館で1晩以上過ごす予定の人数です。

受付けが終わっていれば住居班から、受付開始前であれば呼びかけ班から人数を確認します。

- ・ペットの有無は、副所長か呼びかけ班に、けが人は衛生班に確認します。
- ・火災・建物倒壊・ライフラインの状況は、呼びかけ班から確認します。

☐ 連絡する文章がまとまったら、一度所長に聞いてもらい、時間を控えます。

☐ 第1報と同じ方法で、まちづくりセンターに連絡します。



- ☐ 第3報は、第2報で控えた時間から3時間後くらいに連絡することとなります。
また、その後の連絡は、朝夕の定時連絡となる予定ですが、細部は第3報にて連絡されます。
- ☐ 第3報以降は、避難所運営の新たな係で行うこととなりますが、
第1・2報で使用した補佐の携帯電話に、市から連絡が来る可能性もあるため、
その際は避難所に来た市職員の番号を伝えてください。